



# 島根県報

令和4年4月26日（火）

第 306 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

令和4年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
令和3年度介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金交付要綱に基づく事業の支払に関連した事務等の委託の解除	(高齢者福祉課)	2
令和3年度島根県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金交付要綱に基づく事業の支払に関連した事務等の委託の解除	(障がい福祉課)	3
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	3
県営土地改良事業計画の変更	( " )	3
保安林の指定（2件）	(森林整備課)	4
保安林予定森林	( " )	4

### 【公 告】

基本測量の終了	(技術管理課)	5
土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課)	5

### 【特定調達公告】

令和4年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）の購入に係る一般競争入札の落札者等	(水産課)	6
交通管制センター上位装置に係る賃貸借及び附帯する設定工事に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	6
運転免許証等作成用消耗品の購入に係る随意契約の相手方等	( " )	9

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		10
---	--	----

### 【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の変更		10
-----------------------	--	----

### 【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		10
---------------	--	----

### 【労委告示】

あっせん員候補者の告示		11
-------------	--	----

---

**告 示**

---

**島根県告示第371号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、令和4年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 募集種目**

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

**2 応募資格**

日本国籍を有し、採用予定月の末日現在18歳以上33歳未満の者

**3 応募締切**

令和4年5月12日（木）

**4 試験種目**

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験、適性検査、身体検査、経歴評定

※経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの

該当する資格・免許等は自衛隊島根地方協力本部に確認すること。

**5 試験期日・試験場****(1) 筆記試験・適性検査**

令和4年5月20日（金）から同月29日（日）までのうち指定する一日

試験場は、受付時にお知らせします。

**(2) 口述試験・身体検査**

令和4年6月17日（金）から同月19日（日）までのうち指定する一日

陸上自衛隊出雲駐屯地

**6 採用予定日**

採用予定通知書により通知する。

**7 問合せ先**

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

---

**島根県告示第372号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 委託した者の住所及び名称**

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

**2 委託した支払金等の種類及び事務の内容**

令和3年度介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金交付要綱に基づく事業の申請受付及び

支払に関連した事務であって、県が介護サービス事業所・施設に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除くもの

## 3 委託の解除年月日

令和4年3月31日

**島根県告示第373号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

## 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

令和3年度島根県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金交付要綱に基づく事業の申請受付及び支払に関連した事務であって、県が障害福祉サービス施設・事業所等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除くもの

## 3 委託の解除年月日

令和4年3月31日

**島根県告示第374号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、津和野町土地改良区の定款変更を令和4年4月18日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県告示第375号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
新池地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

**島根県告示第376号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里イ387-1、イ387-10、イ387-16、イ389-6

## 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第377号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

出雲市佐田町下橋波33-1、34、737-1、738、739

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第378号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市美保関町福浦1046、1048
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和4年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域  
島根県全域

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土地区画整理組合の名称  
安来市和田南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成28年6月3日から令和8年3月31日まで
- 3 施行地区  
安来市黒井田町の一部
- 4 事務所の所在地  
安来市黒井田町630番地
- 5 設立認可の年月日

平成28年6月3日

6 変更認可の年月日

令和4年4月26日

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和4年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）の購入  
予定数量 251,000リットル

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県農林水産部水産課管理グループ 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和4年4月8日

4 落札者の氏名及び住所

漁業協同組合JFしまね 代表理事会長 岸 宏 島根県松江市御手船場町575番地

5 落札金額

免税軽油1リットル当たり 110.00円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和4年3月18日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年4月26日

島根県警察本部長 池 田 宏

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

交通管制センター上位装置に係る賃貸借及び附帯する設定工事 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

(4) 設定工事期間

契約の日から令和5年2月28日まで

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 全国都道府県警察において交通管制センター上位装置一式についての納入実績があること。又は、同等の能力を有するシステムの構築実績があること。
- (8) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。この場合において、当該第三者は、上記(1)～(7)の要件を満たす者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、次のいずれかに該当する関係等がないこと。

## ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (7) 親会社と子会社の関係にある場合
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(4)の場合については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

## ウ その他

- (7) その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

なお、同一入札に参加する複数の者の関係が上記アからウまでのいずれかに該当する場合には、いずれの入札も無効の入札として取り扱う。

## 4 入札の場所等

## (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

## (2) 入札説明書の交付期間及び方法

公告日から令和4年5月31日（火）までの間、(1)の場所において交付する。

交付時間は、土曜、日曜及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

## (3) 入札説明会

行わない。

## (4) 入札書の提出期限

令和4年6月15日（水）午後5時までに、(1)の場所に提出すること。ただし、郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年6月15日（水）午後4時までに到着していること。

## (5) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和4年6月16日（木） 午後2時30分

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第2小会議室

## 5 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和4年5月31日（火）正午までに、入札説明書に示した提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに書類を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 6 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、契約を希望する設定工事に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の設定工事に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 落札者の決定方法



島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。  
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Subject matter of tender : Lease and setting construction contract of the upper-level system of Shimane Traffic Control Center

(2) Bid tendering Date : June 15, 2022, 5 : 00 p.m. (Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on June 15, 2022)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690 - 8510 Japan

TEL: 0852 - 26 - 0110 (ext. 2241 or 2242)

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年4月26日

島根県警察本部長 池田 宏

1 件名及び数量

運転免許証等作成用消耗品

- (1) 免許証カード基体 125箱
- (2) 経歴カード基体 7箱
- (3) インクリボン 58箱

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 尾崎 信太郎 東京都新宿区新宿四丁目3-17

5 随意契約に係る契約金額

- (1) 免許証カード基体 502,200円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (2) 経歴カード基体 150,600円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (3) インクリボン 140,000円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

**島 根 県 病 院 局 告 示****島根県病院局告示第2号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年5月1日から施行する。

令和4年4月26日

島根県病院事業管理者 山口修平

巻き爪治療（ステンスプレート法）の項の次に次の1項を加える。

腹腔鏡下腎盂切石術料 1件につき 299,310円

遺伝子検査料の項の次に次の1項を加える。

遺伝子腫瘍パネル検査料

検体採取料 1回につき 1,760円

ACTR i s k 1回につき 165,000円

ACTR i s k C a r e 1回につき 110,000円

ACTA s s o c i a t e A s s a y（サンガー法）1回につき 27,500円

ACTA s s o c i a t e A s s a y（サンガー法2座位目以降）1回につき 22,000円

検体不備による検査不履行の場合 1回につき 22,000円

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第13号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、出雲市選挙管理委員会及び大田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

施設の名称	変更事項	変 更 内 容	
		変更前	変更後
平田学習館	施設の名称	出雲市立平田学習館	平田学習館
志学まちづくりセンター	施設の所在地	大田市三瓶町志学口869番地1	大田市三瓶町志学2065番地2

**監 査 委 員 告 示****島根県監査委員告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人森脇俊樹から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

島根県監査委員 白石 恵子  
 同 加藤 勇  
 同 大國 羊一  
 同 三島 明

- 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
 公認会計士 周藤智之 雲南市三刀屋町下熊谷1710-2  
 公認会計士 岸道彦 出雲市姫原3丁目6番地6 NEWブロッサムハイツ701  
 弁護士 中井洋輔 松江市東朝日町248番地1 アイビーステイツ203号
- 2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
 令和4年4月13日から令和5年3月31日まで

## 労 働 委 員 会 告 示

### 島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職等を次のとおり告示する。

令和4年4月26日

島根県労働委員会会長 原 市

氏名	現職等
吾郷 計宜	島根県労働委員会公益委員 弁護士
安藤 有理	島根県労働委員会公益委員 弁護士
尺田 祥三	島根県労働委員会公益委員 元山陰中央新報社論説委員長
原 市	島根県労働委員会公益委員 弁護士
光谷 香朱子	島根県労働委員会公益委員 弁護士
門脇 直人	島根県労働委員会労働者委員 山陰電力関連産業労働組合総連合会会長
小松原 直樹	島根県労働委員会労働者委員 日立金属労働組合安来支部支部長
島田 一英	島根県労働委員会労働者委員 UAゼンセン島根県支部支部長
成相 善朗	島根県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会島根県連合会会長
前田 陽生	島根県労働委員会労働者委員 JAM山陰書記長
伊中 和子	島根県労働委員会使用者委員

	輝陽礦業有限会社代表取締役社長
江田 小鷹	島根県労働委員会使用者委員 三和興業株式会社取締役会長
鶴鷯 順	島根県労働委員会使用者委員 中浦食品株式会社代表取締役社長
高岩 綾子	島根県労働委員会使用者委員 社会福祉法人いわみ福社会理事
森脇 建二	島根県労働委員会使用者委員 一般社団法人島根県経営者協会専務理事
黒目 浩喜	島根県労働委員会事務局長
角森 裕子	島根県労働委員会事務局審査調整課長